

用語の説明

【あ行】

医食農同源

病気を治療するのも、日常の食事をするのも、ともに生命を養い健康を保つために欠くことのできないもので、源は同じであるという考えに、さらに食材等を育てる農を取り込んだ健康観。

医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、消費税増収分を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進していくための計画。

N P O

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略。公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う法人及び法人格を持たない団体。

オレンジパートナー

認知症サポーターにステップアップ講座や活動先に関する情報提供を行い、「オレンジパートナー」としてボランティア活動をしていただく県独自の取組。

【か行】

介護医療院（→介護保険施設 参照）

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談を受け、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類や提供事業者を定める「居宅サービス計画」の作成及び施設サービスを希望する場合の介護保険施設の紹介等を行うとともに、市町村、事業者、施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。

介護専用型特定施設（→特定施設 参照）

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況に応じた介護を行ったり、その方や介護者に対して指導を行う専門職。

介護保険事業計画

介護保険法に定める計画で、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、介護保険制度運営の基本となる。3年を1期として策定することとなっており、第7期計画は2018（平成30）年度を初年度とする2020（平成32）年度までの計画で、老人福祉計画（→老人福祉計画 参照）と一体のものとして策定することとなっている。

盛り込まれている主な内容は、①各年度の地域密着型サービス等の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み、②各年度における地域支援事業の量の見込み、③①及び②の見込み量確保のための方策、④介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業等である。

介護保険施設

介護保険制度において介護保険の給付対象となるサービスを提供する施設である、「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「指定介護療養型医療施設」及び「介護医療院」の4種類の施設をいう。

- ・「指定介護老人福祉施設」

老人福祉法の規定による特別養護老人ホームが、介護保険法に基づく都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の指定を受けることにより当該施設となる。地方公共団体又は社会福祉法人が設置できる。入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

- ・「介護老人保健施設」

介護保険法に基づき都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の開設許可を受けることにより当該施設となる。心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うとともに、居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする施設である。

- ・「指定介護療養型医療施設」

医療法の規定による療養病床^(※)等が介護保険法に基づく都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の指定を受けることにより当該施設となる。長期にわたる療養を必要とする要介護者が入院し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護、医学的管理の下における介護やその他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を提供する施設である。なお、2023（平成35）年度末に廃止される。

- ・「介護医療院」

2017（平成29）年の介護保険法改正により、2018（平成30）年度から新たに設けられた施設類型。介護保険法に基づき都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の開設許可を受けることにより当該施設となる。長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の

管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である。

介護療養型医療施設（→介護保険施設 参照）

介護老人福祉施設（→介護保険施設 参照）

介護老人保健施設（→介護保険施設 参照）

かかりつけ薬剤師・薬局

患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師・薬局。

神奈川県医療費適正化計画

本格的な高齢社会の到来に対応しながら、県民の健康の保持・増進と生活の質の維持・向上に取り組むことにより、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を目指す計画。

神奈川県がん対策推進計画

がん対策基本法第12条第1項に基づく法定計画である都道府県がん対策推進計画であって、本県のがん対策を総合的に推進するための計画。（計画期間：2018（平成30）年度～2023年度）

かながわ健康プラン21（第2次）

国の「健康日本21（第2次）」を受け、本県が2013（平成25）年度、健康増進法第8条に規定する都道府県健康増進計画として策定したもの。

計画に基づき、県民が健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を延ばし、また、あらゆる世代が健やかな暮らしを送ることのできる良好な社会環境を構築することにより、健康格差を縮小し、誰もが健康でいきいきと自分らしい生活を送れることを目的に、県民の健康づくりを推進している。

神奈川県高齢者居住安定確保計画

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき定めた計画で、住宅施策と福祉施策の一体的な取組みを総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、県民が安心して暮らせる社会を実現することを目的とした計画。

神奈川県障がい福祉計画

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、障害者総合支援法に基づくサ

ービス実施計画として具体化した計画。

神奈川県地域福祉支援計画

「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくため、福祉に関する個別計画の上位計画として、他の計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込んだ計画。

神奈川県保健医療計画

すべての県民が健やかに安心してらせる社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念として、保健医療サービスを提供する体制の整備を図ることなどを盛り込んだ、保健医療施策の総合的な計画。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加できる「バリアフリーの街づくり」に関し、県、事業者、県民の責務や県の基本方針を定めているほか、官公庁施設や福祉施設等の公共的施設や、道路、公園を障害者等が安全、快適に利用できるようにするための整備基準の遵守等を定めた条例。

かながわ自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第1項に基づく法定計画である都道府県自殺対策計画であって、県の自殺対策を総合的に推進するための計画。（計画期間：2018(平成30)～2022年度）

患者のための薬局ビジョン

患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示したもの。（2015（平成27）年10月、厚生労働省策定）

ケアハウス（→軽費老人ホーム 参照）

軽費老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を提供する施設。介護保険法に基づく都道府県知事の指定を受けて、指定居宅サービスである特定施設入居者生活介護の事業者となることができる。ケアハウス、A型、B型の3類型があるが、今後はケアハウスに一元化されることになった。

ケアハウスは、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者を対象とし、食事の提供等を行うが、家賃相当額の負担が必要である。

軽費老人ホームA型は、高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる60歳

以上の高齢者を対象とし、食事の提供を行う。地方公共団体、社会福祉法人のみが設置でき、家賃相当額の負担はない。

軽費老人ホームB型は、身体機能等の低下等が認められ、または、高齢等のため独立して生活するには不安がある60歳以上の高齢者で、自炊できる程度の健康状態の者を対象とし、食事は原則として自炊となる。地方公共団体、社会福祉法人のみが設置でき、家賃相当額の負担はない。

高齢者住まい法

高齢者の居住の安定確保に関する法律

混合型特定施設（→特定施設 参照）

【さ行】

在宅医療・介護連携推進事業

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

作業療法士

医師の指示のもと、各種作業を通じ、心身の機能や社会復帰に不可欠な適応能力の回復を図る専門職。OT（occupational therapist）。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

若年性認知症支援コーディネーター

本人や家族等からの若年性認知症に関する困り事や悩み事等の相談に対して、解決に向けた支援を行うとともに、自立支援に関わる関係者のネットワークの調整を行う。

シルバーハウジング

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスの提供を併せて行う高齢者向け公的賃貸住宅。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

生活支援ハウス

概ね 10 人程度の居住部門を、通所介護事業所等に隣接して整備した施設で、60 歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者、家族による援助を受けることが困難な者で、高齢等のために独立して生活することに不安のある者を対象とする。

利用者の申請に基づき、市町村が必要性を検討して入所を決定する。

【た行】

地域医療介護総合確保基金

「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」に向け、消費税財源等を活用した財政支援制度として医療分は平成 26 年度から、介護分は平成 27 年度から各都道府県に設置されている。各都道府県は都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。

地域医療構想

団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示すものであり、都道府県の医療計画の一部として位置づけられている。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供され、地域で包括的・継続的な支え合いを行う体制。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

地域密着型特定施設（→特定施設 参照）

地域リハビリテーション

可能な限り住み慣れた地域で、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動の全て。医学的リハビリテーションとしての機能訓練に加え、社会的リハビリテーションとしての生活訓練、介護方法の習得、住環境整備、生きがい活動・社会活動への支援など、さまざまな地域資源を活用して行われるあらゆる活動を含む。

特定施設

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち、介護保険制度における特定施設入居者生活介護事業の指定を受けてサービスを提供

する施設。

要介護者のみが入居可能なタイプとして、定員 30 名以上の「介護専用型特定施設」と定員 29 名以下の「地域密着型特定施設」があるほか、要介護者でない者も入居が可能な「混合型特定施設」がある。

特別養護老人ホーム（→介護保険施設 参照）

都道府県介護保険事業支援計画

介護保険法に定める計画で、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する都道府県の計画である。3 年を 1 期とした計画を策定することとなっており、第 7 期計画は 2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの計画で、都道府県老人福祉計画（→老人福祉計画 参照）と一体のものとして策定することとなっている。

盛り込まれている主な内容は、①各年度の圏域ごとの介護保険施設等の必要利用定員総数その他介護給付等対象サービスの量の見込み、②地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に関する事項、③介護サービスの情報の公表に関する事項等である。

都道府県老人福祉計画（→老人福祉計画 参照）

【な行】

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービス等の提供基盤の整備状況などを総合的に判断して定められる。

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の要介護者に対して、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。全国で養成され、サポーターの証としてオレンジリングが配布される。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役となる医師。

認知症疾患医療センター

認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

【や行】

ユニットケア

特別養護老人ホーム等の介護において、少数の個室入居者を一つのユニット（生活単位）として考え、家庭的な雰囲気と入居者の尊厳を重視しながら、日常生活を通じてケアを行う取り組み。

ユニットケアを行える設備と体制が整備されている施設をユニット型施設と呼んでいる。

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の老人福祉法に基づく措置決定により入所する施設。地方公共団体又は社会福祉法人が設置。

【ら行】

理学療法士

医師の指示のもと、リハビリテーションを行い、日常生活を送る上で必要な基本的な動作能力の回復を図る専門職。P T（physical therapist）。

療養病床

病院又は診療所のうち、精神病床、感染症病床、結核病床以外の病床で、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のことをいう。

療養病床には、医療保険適用の医療療養病床と介護保険適用の介護療養病床（指定介護療養型医療施設）（→介護保険施設 参照）がある。

老人福祉計画

老人福祉法に基づき、市町村及び県が策定する計画で、介護保険法に基づく介護保険事業（支援）計画と一体的に策定することとなっている。

本格的な高齢社会を迎え、高齢期の最大の不安要因である介護を社会全体で支えるしくみとして創設された介護保険制度の円滑な運営と合わせて、支援を必要とする高齢者への福祉サービスの提供や生きがい・健康づくりなどの高齢者全体への施策を推進する計画。

計画の改定経緯

1 計画への県民意見の反映

「かながわ高齢者保健福祉計画」改定計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 21 日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

ア 意見提出者数 10 人・団体（個人：7 人、団体：3 団体）

イ 意見件数 60 件

ウ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 地域包括ケアシステムの深化・推進に関するもの	16 件
(イ) 高齢者の尊厳を支える取組の推進に関するもの	4 件
(ウ) 認知症の人にやさしい地域づくりに関するもの	10 件
(エ) 安全・安心な地域づくりに関するもの	7 件
(オ) 介護予防と健康づくりの推進に関するもの	2 件
(カ) 社会参画の推進に関するもの	2 件
(キ) 介護保険サービス等の適切な提供に関するもの	0 件
(ク) 人材の養成、確保と資質の向上に関するもの	10 件
(ケ) サービス提供基盤の整備に関するもの	2 件
(コ) 介護予防や重度化防止の取組の支援に関するもの	2 件
(サ) 介護保険給付適正化の取組への支援に関するもの	0 件
(シ) その他	5 件
計	60 件

エ 意見の反映状況

区 分	件数
1 新たな計画案に反映しました。	32 件
2 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	3 件
3 今後の政策運営の参考とします。	17 件
4 反映できません。	4 件
5 その他（感想・質問等）	4 件
計	60 件

2 会議等による検討

(1) 神奈川県社会福祉審議会

- ア 平成 29 年 11 月 9 日 計画の改定について
- イ 平成 30 年 2 月 7 日 計画の改定について

(2) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会

- ア 平成 29 年 11 月 13 日 改定計画素案について
- イ 平成 30 年 2 月 9 日 改定計画案について

(3) 神奈川県議会厚生常任委員会

- ア 平成 29 年 12 月 改定計画素案について
- イ 平成 30 年 2 月 改定計画案について

(4) 福祉 21 推進会議（高齢者福祉部会）

- ア 平成 29 年 11 月 24 日 改定計画素案について

3 市町村への情報提供、市町村との調整等

(1) 県・市町村介護保険・高齢者福祉主管課長会議（高齢者保健福祉計画等推進会議）

- ア 平成 28 年 8 月 25 日 地域包括ケア「見える」化システム推計ツール操作講習会の報告等について
- イ 平成 28 年 10 月 6 日 「介護保険事業計画策定に向けた各種調査等に関する説明会」の結果概要等の伝達について
- ウ 平成 29 年 3 月 29 日 第 7 期介護保険事業計画の策定に関する本県の考え方及び市町村老人福祉計画策定に関する本県の考え方（素案）について
- エ 平成 29 年 8 月 1 日 第 7 期介護保険事業計画の策定に関する国の指針に対する本県の考え方及び市町村老人福祉計画策定に関する本県の考え方（案）について

(2) 圏域調整会議等

- ア 平成 29 年 7 月 4 日～7 月 11 日 計画改定の方向性に係る市町村ヒアリング
- イ 平成 29 年 9 月 4 日～9 月 11 日 施設サービス見込量等の設定のための圏域調整（医療計画との整合に係る事前調整含む）
- ウ 平成 29 年 10 月 17 日～10 月 25 日 サービス見込量及び介護保険料推計に係る市町村ヒアリング
- エ 平成 29 年 12 月 18 日～12 月 22 日 第 1 号被保険者の保険料推計に係る市町村ヒアリング